デイサービスセンターこすど蒼丘の里 共生型生活介護料金表

令和5年9月1日現在

1. 施設利用に関する利用料金

①基本サービス費(介護給付費)

	請求単位	請求額	代理受領額	自己負担額
請求区分	(単位/日)	(円/日)	(円/日)	(円/日)
共生型生活介護 サービス費(I)	693	6,930	6,237	693
共生型生活介護 サービス費(Ⅱ)	854	8,540	7,686	854

- ・障害程度区分3以上(50歳以上の方は区分2以上)の方が対象になります。
- ・請求額の90%が代理受領額、10%が自己負担額となります。

②各種加算(対象者のみ)

加質項口	請求単位	請求額	代理受領額	自己負担額
加算項目	(単位/日)	(円/日)	(円/日)	(円/日)
i)人員配置体制加算(Ⅲ.)	38	380	342	38
ii)福祉専門職配置等加算(I)	15	150	135	15
iii)常勤看護職員等配置加算(I)	19	190	171	19
iv)食事提供体制加算	30	300	270	30

- i) 事業所が手厚い人員配置体制でサービスを提供した場合にいただく費用です。
- ii)良質な人材をサービスの質の向上を図るために福祉専門職を指定数配置した場合にいただく費用です。
- iii) 常勤看護職員が一人以上配置されている場合にいただく費用です。
- iv) 収入が一定以下の利用者に対し事業所が食事を提供した場合にいただく費用です。

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。

所得を判断する際の世帯の範囲		
種別	世帯の範囲	
18歳以上の障がい者	障害のある方とその配偶者	
(施設に入所する18,19歳を除く)		
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯	
(施設に入所する18,19歳を含む)		

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	O円
低所得	市民税非課税世帯	O円
一般1	市民税課税世帯(年収概ね600万円以下)	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37, 200円

2.食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

	770円/日 ※食材料費 353円/日		
食事代(昼食)	※低所得者の軽減措置が適用される方は食材料費分のみの負		
	担となります。		
入浴費	500円/日		
行事食	実費		
日常生活上必要な諸費用	実費		
教養娯楽費等	実費		

令和 年 月 日

本書面に基づいて利用料金について説明を受け同意しました。

ご利用者	住所	
	氏名	<u> </u>
ご利用者の家族等	住所	
	氏名	
	続柄	